

技術小委員会への付託事項について（報告）

1. 検討の経緯

- 令和7年度第3回農業農村振興整備部会（令和7年8月6日）において、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」、「農業農村整備に関する技術開発計画」（以下「技術開発計画」という。）の策定に係る調査審議を技術小委員会へ付託。
- これを受け、技術小委員会において、令和7年12月から令和8年7月にかけて計3回の審議を実施し、計画(案)をとりまとめ。また、e-Govを通じてパブリックコメントを実施。

開催時期 項目	技術小委員会			部会	備考
	令和7年 12月14日	令和8年 3月4日	令和8年 7月2日	令和8年 8月4日	
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	○	○	○	◎	大臣の諮問なし
技術開発計画	○	○	○	◎	大臣の諮問なし

※ ○は各回において審議を行った項目。◎は今回報告する項目。

2. 審議結果の概要

(1) 「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」の改定について

改定の背景

- 「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」は、農業農村整備事業における「環境との調和への配慮」の一環として、生物に配慮した調査、計画、設計、施工、維持管理及びモニタリングを進めるための技術参考資料として定めたもの。平成27年の最終改定後、11年が経過。
- 農林水産省生物多様性戦略の改定、環境配慮の原則化から20年間を総括し、有識者から意見聴取した今後の生態系配慮の方向性（提言）、前回の改定以降に蓄積された配慮事例、生態系配慮に関する新たな手引き等の内容を反映する必要。

改定のポイント

- 外来生物の定着防止に関する施工時の流出防止策、防除方法等について記載
- 生態系ネットワークの保全に関する工法について記載
- 生態系配慮の指導・助言体制の強化、環境DNA技術の活用について記載
- ため池廃止時における環境配慮手法について記載
- 生態系配慮に関する研究事例等の技術情報について記載

(2) 「農業農村整備に関する技術開発計画」の策定について

策定の背景

- ・技術開発計画は、土地改良長期計画の政策目標の達成に向けて、実用性に富み、社会に貢献し得る技術開発を推進する観点から、生産基盤の整備等を通じた農村の振興に必要な技術開発の推進方向と具体的方策を取りまとめるもの。
- ・前回の策定時以降、農業構造転換集中対策期間に対応した農業生産基盤の強化、施設の老朽化等による突発事故の発生に対応した保全管理、増大する自然災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化など、農政の転換や社会情勢の変化が進むなか、土地改良長期計画を踏まえた技術開発を進めていく必要。

策定のポイント

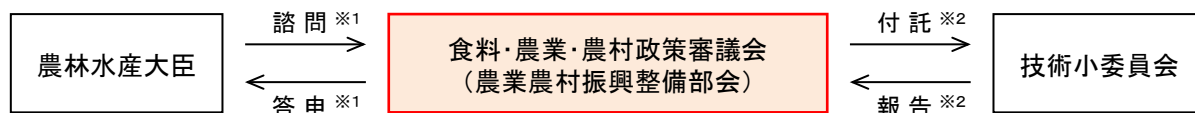
- ・土地改良長期計画の政策目標の達成に向けた技術開発及び普及の加速化を図るに当たり、農林水産省が先導して、産学官連携による技術開発を推進することが重要。このため、以下のとおり4つの「重点分野」を定め、大学、研究機関、民間企業等の取組を促し、新技術の開発80件以上を目指す。
 - 【重点分野1】 スマート農業等の推進のための基盤整備の技術開発
 - 【重点分野2】 老朽化等による突発事故防止対策の技術開発
 - 【重点分野3】 気候変動等に対応した農業用ため池等の防災・減災対策の技術開発
 - 【重点分野4】 地域資源の活用・環境負荷低減の技術開発
- ・技術開発の推進に関する具体的な取組方法として、①AI等のデジタル技術のフル活用による魅力ある技術分野の構築、②新技術の迅速な導入・普及に向けた取組の推進、③技術開発を促進するための仕組みづくり、④幅広い分野・世代の技術者及び研究者の確保と育成、を明記するとともに、技術開発及び普及状況のフォローアップを行う委員会の設置を位置付け。

(参 考) 土地改良事業に関する各種技術基準について

1 制定の目的・経緯

- 土地改良事業の実施に際し、計画策定、工事实施及び施設管理の各段階において、技術的な観点から遵守・考慮すべき事項及びその内容について、土地改良事業計画設計基準、土地改良施設管理基準、指針、手引き等として制定。
- これらの技術基準については、社会・経済情勢の変化及び科学技術の進歩に応じて随時改定。

【各種技術基準の制改定の流れ】



※1 大臣の諮問及び審議会の答申は、土地改良事業計画設計基準・土地改良施設管理基準の場合。

※2 審議会（農業農村振興整備部会）の付託及び技術小委員会の報告は、「食料・農業・農村政策審議会議事規則」第9条及び「農業農村振興整備部会における技術小委員会の設置について」の4に基づく。

2 各種技術基準の内容

- 「土地改良事業計画設計基準」は、土地改良事業を適正かつ効率的に実施するために定めた技術基準。
このうち、計画基準は遵守すべき調査・計画に関する基準を定めたものであり、設計基準は遵守すべき工事の設計及び施工の基準を定めたもの。
- 「土地改良施設管理基準」は、国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めたもの。
- 「指針」は、基準の一部についての詳述、開発段階にある技術の紹介等を内容とした技術参考資料。
- 「手引き」は、土地改良事業等の実施に当たり、新たな課題に対応する取組を実施するための基本的な考え方等についてとりまとめた技術参考資料。